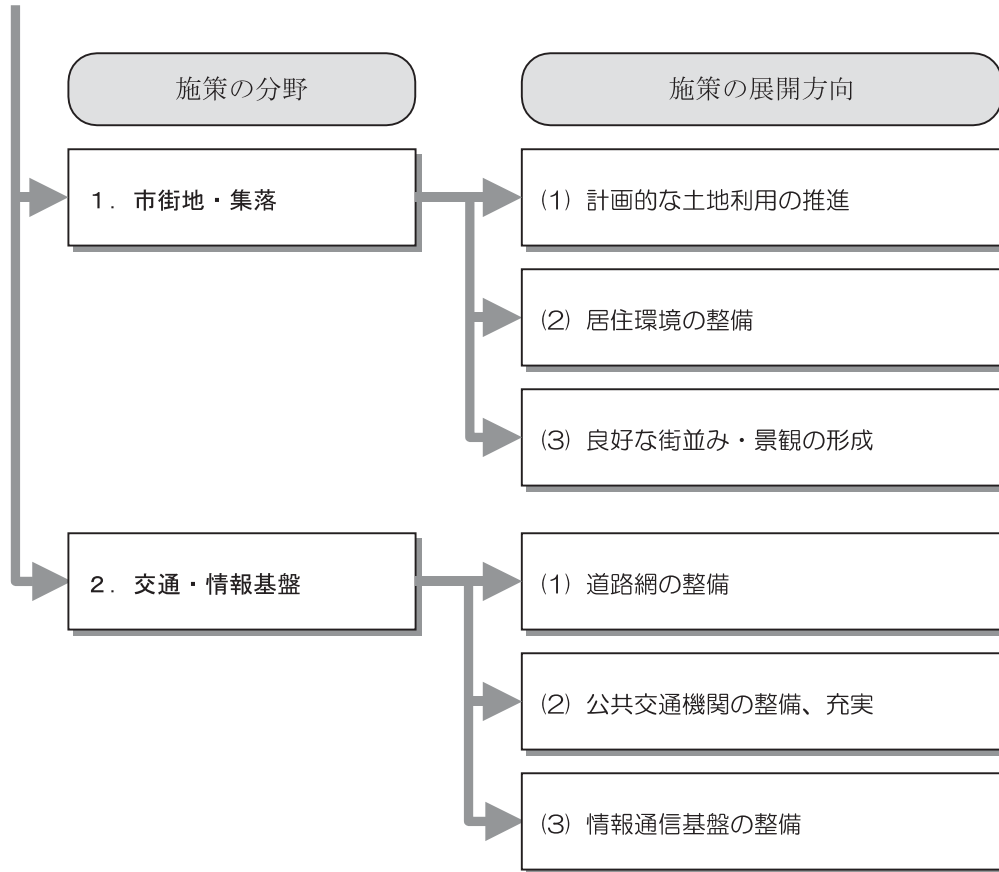


第4節

便利で快適に暮らせるゆとりのあるまちづくり



1. 市街地・集落

● 現況・課題

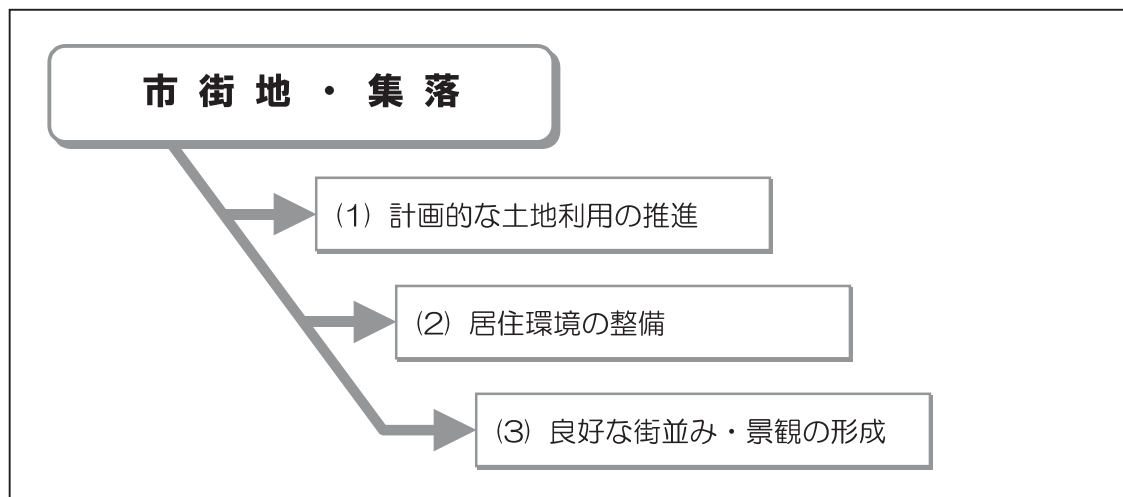
本市は、市街地の開発整備状況が顕著な区域と進展しない区域で相当の隔たりが生じており、市全体の均衡ある発展に向けて計画的な土地利用の推進が必要となっています。特に、都市計画区域外での大型店の進出に伴う中心市街地の空き店舗の増加や、民間の宅地開発によるスプロール化^{※26}が懸念されています。

近い将来高い確率で起こると予測されている宮城県沖地震等において、住宅や各施設においても大きな被害を受けることが懸念されるため、災害に強い居住環境の整備など、地震災害等からの被害を最小限に食い止め、市民の不安を解消させることが求められています。

また、地域の特性を生かした歴史や文化、自然環境、市民とまちとの関わりなど、様々な要素が組み合わせられ、市民に安らぎを与える景観形成に取り組んでおり、今後も北上川や迫川、ラムサール条約に指定されている「伊豆沼」などの水資源や、地域の歴史や伝統に配慮したまちづくりを計画的に進め、美しい街並みを残していくことが必要です。

● 施策の体系

『ゆとりのあるまちづくり』を推進していく上で、市街地・集落については、「計画的な土地利用の推進」、「居住環境の整備」及び「良好な街並み・景観の形成」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



※26 都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸びていくこと

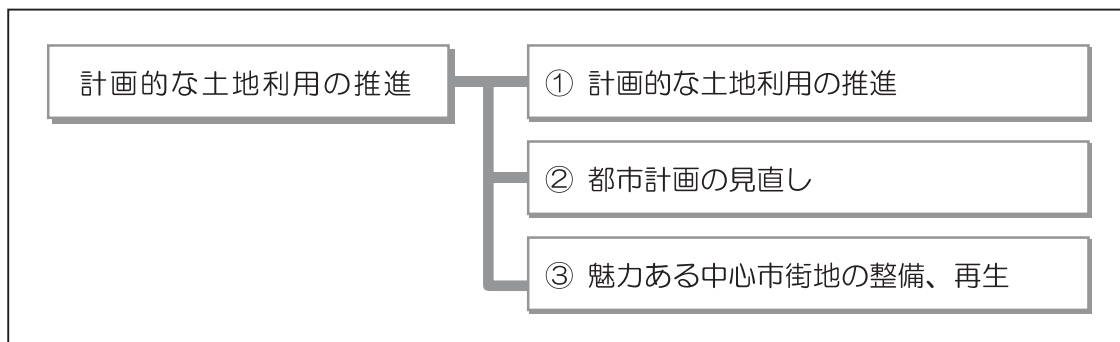
● 施策の展開方向

(1) 計画的な土地利用の推進

【施策の方針】

安全で便利で快適な市民生活を確保し、地域経済の活性化と登米市全体での均衡ある発展を図るため、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備効果を生かすとともに、都市計画区域等を見直し、計画的な土地利用を推進します。

【主な施策等】



① 計画的な土地利用の推進

* 本市の土地利用の指針となる「登米市国土利用計画」を基本に、国土利用計画法をはじめ都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等、土地利用関係法の適切な運用を図り、計画的な土地利用を推進します。

② 都市計画の見直し

* 本市の発展の方向を見据えながら、都市計画上の様々な問題・課題に対処し、計画的な都市整備を推進するため、「登米市都市計画マスタープラン」を早期に策定します。

* 都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域等を見直しを行うとともに、高規格幹線道路インターチェンジ周辺などでの新たな市街地の整備を検討します。

③ 魅力ある中心市街地の整備、再生

* 市全体の均衡ある発展を目標に、市内各地域の素材・資源を活用した個性ある中心市街地の整備・再生を図ります。

* 市街地再開発事業等による都市基盤の整備とともに、買い物・住む・遊ぶ・学ぶ・憩うなどの都市的機能の拡充と多様な施設の整備を推進し、各中心市街地の活性化を図ります。

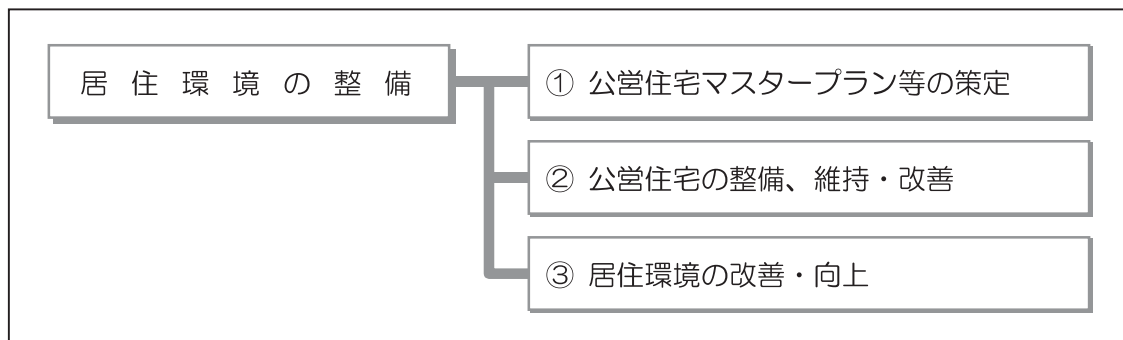
* 市内外の多くの人々が集う中心市街地では、商業環境の充実にあわせて、ポケットパークや街路樹の整備、バリアフリー化の推進等により、にぎわいと出会いの場の創出を図ります。

(2)居住環境の整備

【施策の方針】

多様化する居住ニーズ、高齢化社会、若者の定住化促進等への対応を考慮しながら、健全な居住環境の整備に向けて、公営住宅の計画的な整備や民間開発の適正な誘導等により、良好な宅地・住宅の供給を図るとともに、既存の住宅地を含めて総合的な居住環境の改善・向上を図ります。

【主な施策等】



①公営住宅マスタープラン等の策定

* 公営住宅の現状を総合的に判断しながら、市全体における公営住宅整備の指針となる公営住宅マスタープランに基づき、地域住宅計画や都市再生整備計画等を早期に策定し、総合的な住宅施策を推進します。

②公営住宅の整備、維持・改善

* 公営住宅マスタープラン等に基づきながら、市民の居住ニーズに対応した合理的かつ計画的な公営住宅の建設、維持・改善、老朽化住宅の解体を進めるとともに、入居者等に対応した居住環境の充実を図ります。

* 消防法の改正に伴う火災警報器設置の義務化やテレビ放送のデジタル化等に対応した公営住宅の改善工事を進めます。

③居住環境の改善・向上

* 都市計画マスタープランや地域住宅計画等に基づきながら、生活道路や身近な公園、下水道施設等の計画的な整備を進め、既存市街地や集落における居住環境の改善・向上を図るとともに、民間開発等の適正な指導、誘導を図ります。

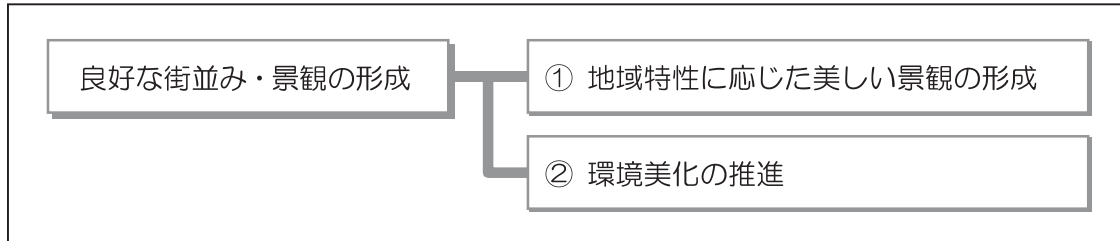
* 近い将来高い確率で起こると予測されている宮城県沖地震等の大規模地震による住宅被害の低減を図るため、木造住宅を対象とした耐震診断助成事業等を推進します。

(3)良好な街並み・景観の形成

【施策の方針】

地域の歴史や文化を守り生かしながら、周辺の景観と調和した良好な街並み・景観の形成を図るとともに、地域ぐるみの環境美化等を推進し、快適な生活空間の形成を図ります。

【主な施策等】



①地域特性に応じた美しい景観の形成

- * 自然・水辺景観や歴史的街並みを守り、美しい街並みを創っていくための景観計画の策定や条例の制定に努めます。
- * 武家屋敷、蔵、明治の洋風建築が残る登米町寺池地区等の街並み景観整備事業の充実を図ります。
- * 自然環境と景観との調和がとれた登米市の市章等を活用しながら各種案内標識やサインの統一化を進めます。

②環境美化の推進

- * 環境パトロール、地域コミュニティの主体的な取組による景観保全活動やゴミ一掃運動、アドプト・プログラム^{※27}の促進等、市民・商店街・事業者・NPO等との協働による環境美化活動を推進します。
- * 地域の実情に応じた環境美化を促進します。



※27 「アドプト」とは、「養子にする」という意味で、アドプト・プログラムは道路等の一定区間を市民グループや企業等が、わが子のように面倒を見て清掃や緑化活動などを行うもの

2. 交通・情報基盤

● 現況・課題

本市は、9つの町が合併して誕生したことから、市としての一体化を図ることが今後のまちづくりにおける大きな課題の一つとなっており、生活圏域の拡大に伴う市内各所への効率的な移動や、鉄道・高速バス等の公共交通機関との連携などを図るため、道路網の形成方針を示す登米市道路整備基本構想の策定が急務となっています。

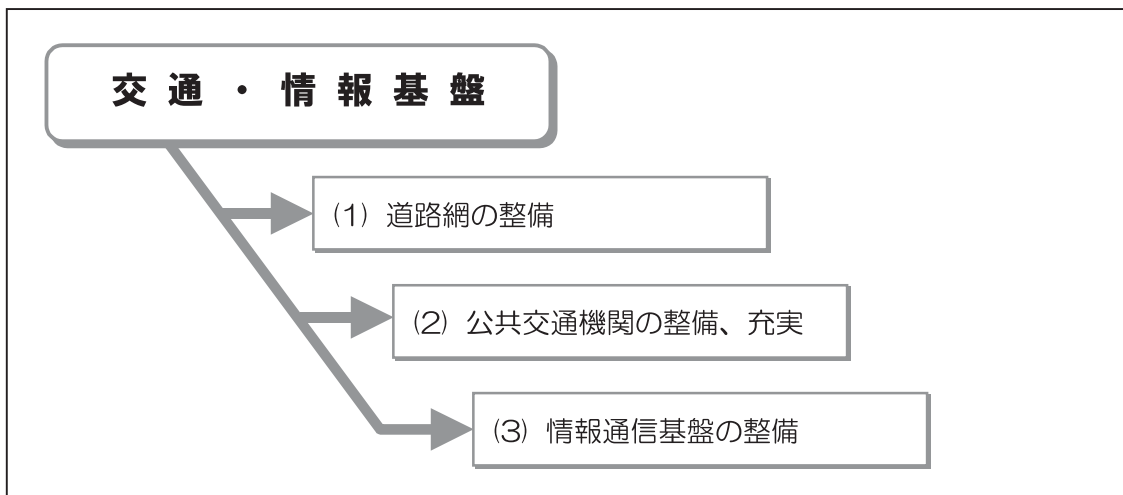
道路網の整備は、活動的なまちづくりの推進と商工業や観光等本市経済の発展にも重要な施策であり、特に、三陸縦貫自動車道の（仮称）登米インターの開通が平成19年度に予定されていることから、様々な分野への発展的影響が期待されています。

また、市域が広いことから、日常生活や通勤・通学者の交通手段として自家用車と公共交通機関の必要性が高まっています。市では現行路線バス・代替バスに替わる「市民バス」を導入し、これと並行して患者輸送事業及びスクールバス事業、透析患者に対する交通費支援、障害者手帳3級保持者以上に対するタクシー利用券の交付及び寝たきり等の市民に対する外出支援サービス事業を実施していますが、JR線との連携も含めて一層の利便性の向上を図っていくことが求められています。

さらに、情報処理・通信技術は、パソコンや携帯電話等の多機能・小型化、通信回線の高速化が進み、インターネットが利用できるパソコンや携帯電話等の通信機器が普及していますが情報格差が生じていることから、情報化を支える人材の育成や活用を図るとともに、情報教育の充実が求められています。

● 施策の体系

『ゆとりのあるまちづくり』を推進していく上で、交通・情報基盤については、「道路網の整備」、「公共交通機関の充実」及び「情報通信基盤の整備」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



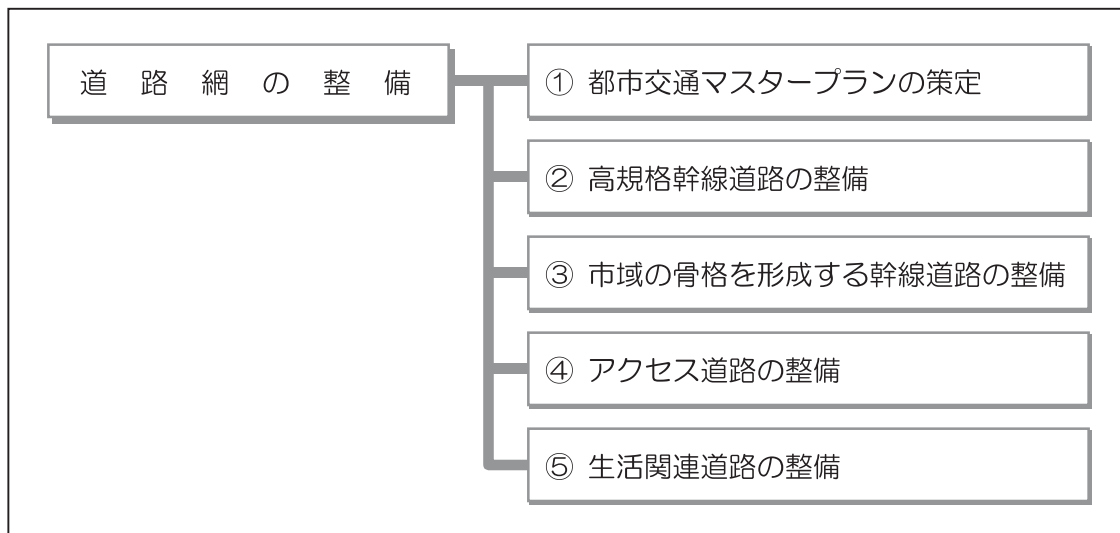
● 施策の展開方向

(1) 道路網の整備

【施策の方針】

活動的なまちづくりの推進と商工業や観光等による本市の発展に向けて、市内地域間を結ぶ都市内道路、本市と他都市・圏域を結ぶ都市間道路、高速道路・新幹線・JR在来線へのアクセス道路等本市の骨格となる幹線道路並びに市民生活に身近な生活関連道路の整備を推進し、市内外の人々の利便性を考慮した道路網の形成を図ります。

【主な施策等】



① 都市交通マスタープランの策定

* 登米市としての一体的な道路網の整備・形成を図るため、現状の交通流動把握のための道路交通調査を実施するとともに、登米市道路整備基本構想を踏まえ早急に「都市交通マスタープラン」を策定します。

② 高規格幹線道路の整備

* 三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路及び登米圏域・古川間連絡幹線道路の整備促進を関係機関に要請します。

* 周辺都市と連携しながら、東北縦貫自動車道長者原サービスエリアへのスマートインターチェンジの本格的開設及びアクセス道路の整備促進を関係機関に要請します。

③市域の骨格を形成する幹線道路の整備

* 市街地内における交通渋滞を解消し、通勤・通学時における混雑を緩和するなど、利便性が高く安全で快適に利用できる幹線道路ネットワークの形成を目標に、都市間及び市内各地域間を結ぶ国県の整備促進を要請するとともに、市街地の骨格となる都市計画道路等の整備を図ります。

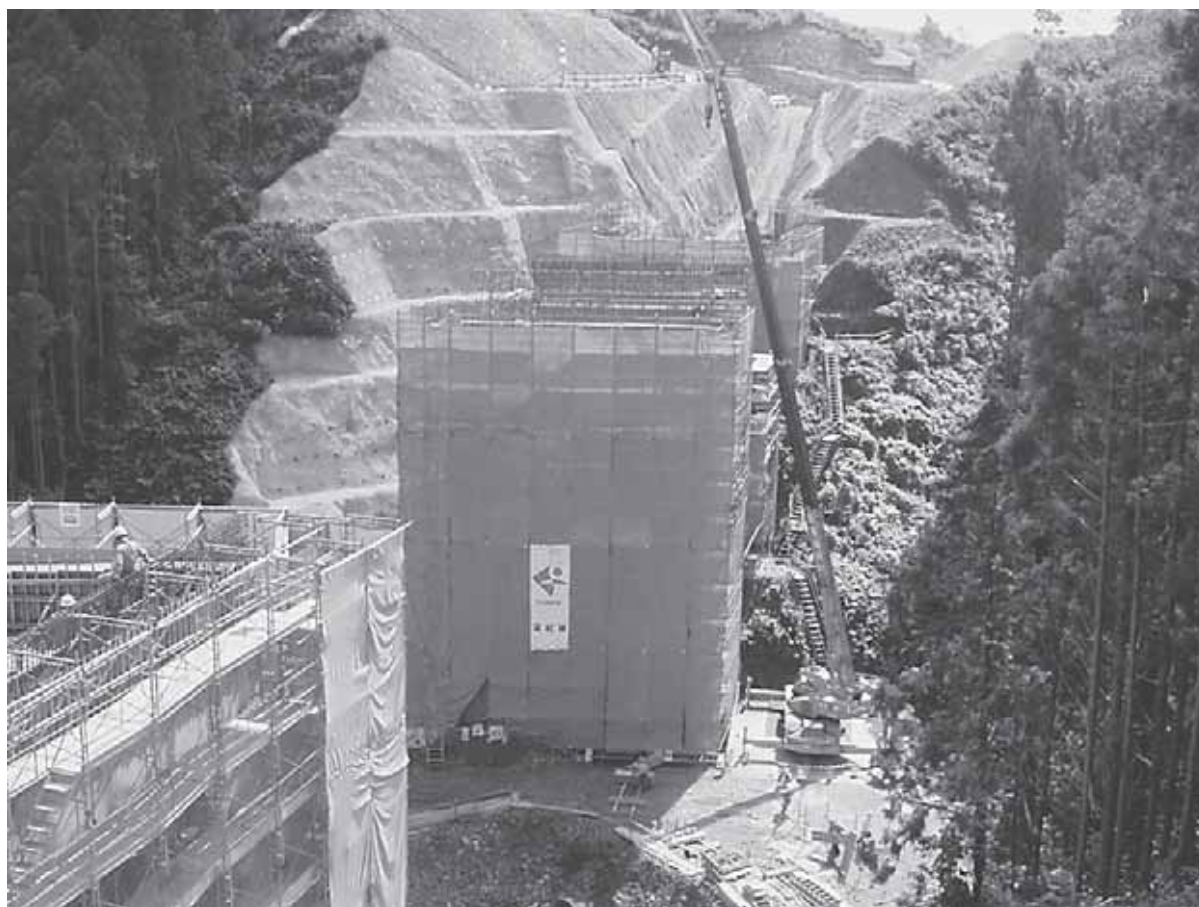
* 交通量の多い幹線道路では、歩行者や自転車の安全対策の充実を図ります。

④アクセス道路の整備

* 高速道路、新幹線、JR在来線へのアクセス道路の整備を進め、他圏域との人と物の交流の活発化を促進します。

⑤生活関連道路の整備

* 幹線道路網に接続する市民の日常生活に最も身近な生活関連道路及び均衡のある道路施設の整備を推進します。

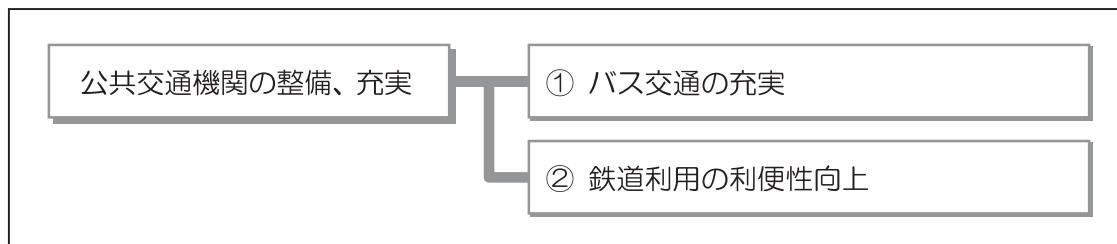


(2)公共交通機関の整備、充実

【施策の方針】

市民が市内及び都市間を気軽に移動でき、商店街の振興・コミュニティの活性化や高齢者・障害者等交通弱者の社会性を増進させる交通環境の整備を図ります。

【主な施策等】



①バス交通の充実

- * 通勤・通学、通院、買い物での市民の移動や市内各地域の活性化等を考慮しながら、迫町佐沼を中心とする基幹的市民バスを運行するとともに、地域コミュニティに根ざしたゾーンバス^{*28}やオンデマンド交通^{*29}の導入を推進します。
- * 地域の実情に応じて運行している住民バス事業や患者輸送事業、スクールバス事業について、効率的な運行を図るため適切な見直しを行います。
- * 現行路線の充実・見直しを含め、石巻市、古川市、栗原市等の周辺都市やくりこま高原駅、瀬峰駅、新田駅等の鉄道駅に接続する路線バスの効率的かつ効果的な運行を図ります。
- * 本市と仙台市等の間を運行する高速バスの充実を関係機関に要請し、市民の利便性を図ります。

②鉄道利用の利便性向上

- * JR東北本線及び気仙沼線の通勤・通学時における列車増発等を関係機関に要請するとともに、駐車場の確保や駅前広場の整備等駅周辺環境の整備を推進するなど、鉄道利用者の増加と利便性の向上を図ります。



※28 幹線道路を往復し鉄道駅や交通ターミナルなどを結ぶ「基幹バス」と、集落などを回り末端部分を受け持つ「支線バス」を組み合わせ、相互に乗り換えを行うことで、バス交通の効率化を図るシステムのこと

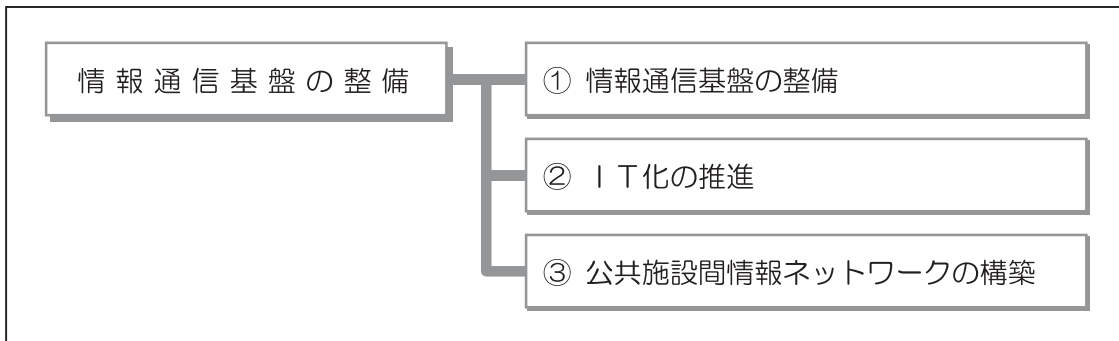
※29 マイクロバスやタクシーを活用し、利用者の求めに応じて提供される交通サービス

(3)情報通信基盤の整備

【施策の方針】

市内における情報格差の解消と市内外への情報提供の充実に向けて、各種情報通信基盤の整備と市民の情報リテラシー^{※30}の向上を図るとともに、インターネットなどのIT技術により、まちづくりへの市民参画の促進や行政事務の効率化・高度化を図り、市民だれもが情報化の恩恵を受けられる環境整備を推進していきます。

【主な施策等】



①情報通信基盤の整備

- * ADSLや光通信などの高速情報通信基盤の整備、携帯電話利用可能区域の拡大等を促進し、市内における地域間情報通信格差の是正を図るとともに、地域情報化を推進します。
- * 災害時等にも対応できるネットワークをはじめ、医療・福祉、テレビ難視聴対策など様々な分野での活用が可能な新世代情報インフラの整備を推進します。

②IT化の推進

- * 高齢者や障害者をはじめ、全ての市民がIT社会を身近に捉え、インターネットなどを気軽に利用できるよう、利用者のレベルに応じたIT講習会等を開催するとともに、小・中学校における情報教育の推進や市民の情報リテラシー向上を支える人材の育成を図ります。
- * 市のホームページを活用した行政情報の公開と市民の意見の聴取など、まちづくりへの市民参画の手段としてITを活用していきます。
- * 市民がインターネットを利用して、各種申請・届出等の行政手続きを行えるような環境整備を進めます。

③公共施設間情報ネットワークの構築

- * 個人情報の保護に留意しながら、電子化推進による行政事務の効率化を図るとともに、学校をはじめ市内公共施設のLAN化を進め、公共施設間の情報ネットワークを構築します。
- * 行政情報ネットワークの整備を進め、情報リテラシー^{※30}の向上を主眼として、個人の目的やレベルに応じた体系的な研修を実施します。

※30 情報を使いこなす能力